東京大学ハラスメント予防担当者連絡会議規則

(設置)

第1条 東京大学に、東京大学ハラスメント予防担当者連絡会議(以下「予防担当者連絡 会議」という。)を置く。

(任務)

第2条 予防担当者連絡会議は、東京大学ハラスメント予防担当者間の連絡調整を行う。 (組織)

第3条 予防担当者連絡会議は、委員長及び委員をもって組織する。

(委員長)

- 第4条 委員長は、東京大学ハラスメント相談所(以下「相談所」という。)の所長をもって充てる。
- 2 委員長は、予防担当者連絡会議を招集し、会務を総括する。
- 3 委員長に事故あるときには、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(委員)

- 第5条 委員は、次の各号に掲げる者に総長が委嘱する。
 - (1) 相談所相談員
 - (2) 学生相談所長
 - (3) 精神保健支援室長
 - (4) 各部局で選ばれた予防担当者の代表者 各1名
 - (5) 総長が必要と認める本学の教員 男女各若干名

(任期)

第6条 前条第1項第5号に定める委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(相談者に対する遵守事項)

- 第7条 第5条第2号から第4号までの各委員は、予防担当者が東京大学ハラスメント予 防担当者設置要項2条に定める任務を遂行するにあたり、次の各号に掲げる事項を遵守 するよう予防担当者を指導しなければならない。
 - (1) 相談者の名誉、プライバシーその他の人格権を侵害することのないよう慎重に対処すること。
 - (2) 相談者の意向をできる限り尊重するよう留意すること。

(委員長及び委員の義務)

- 第8条 委員長及び委員は、任期中及び任期後において、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 2 委員長及び委員は、関係者の名誉、プライバシーその他の人格権を侵害することのないよう、慎重に行動しなければならない。

(庶務)

第9条 予防担当者連絡会議の庶務は、本部関連課の協力を得て本部労務・勤務環境課に おいて処理する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、予防担当者連絡会議の運営に関し必要な事項は、 予防担当者連絡会議の定めるところによる。

附則

この規則は、平成13年1月1日から施行する。 附 則

この規則は、平成16年6月9日から施行する。 附 則

この規則は、平成19年10月25日から施行する。

この規則は、平成20年4月1日から施行する。 附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。 附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。 附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。 附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。